

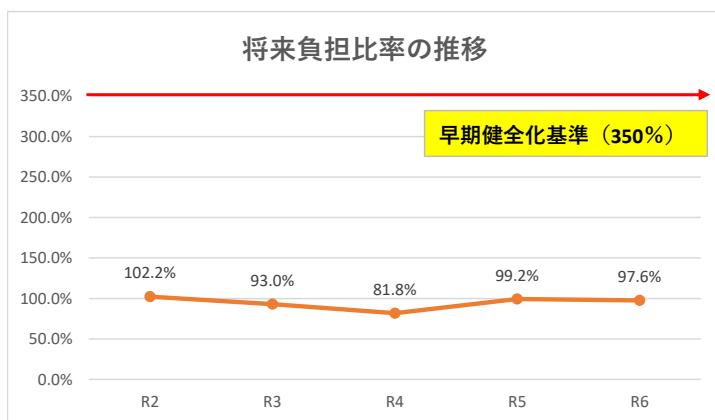
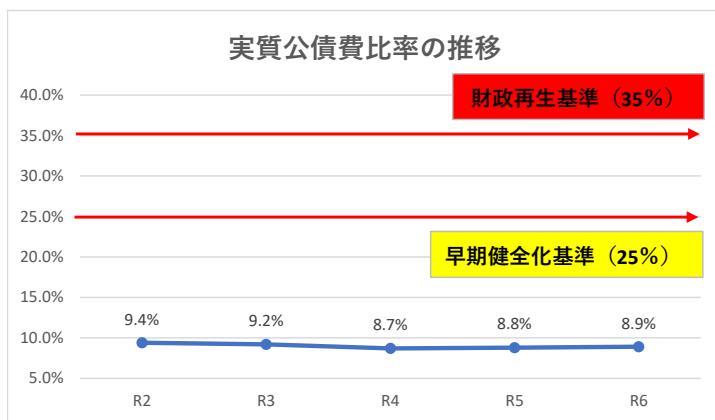
# 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率等を次のとおり公表します。

	R5年度	R6年度	県内11市平均 (R5年度)
実質赤字比率 ※1	—	—	—
連結実質赤字比率 ※1	—	—	—
実質公債費比率	8.8%	8.9%	7.2%
将来負担比率	99.2%	97.6%	29.6%
資金不足比率 ※2	—	—	—

(※1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については収支がプラスとなるため算出されません

(※2) 資金不足比率については、資金不足がないため算出されません。



## ○総括

令和6年度決算に基づく豊見城市の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、すべての指標において「早期健全化基準」及び「経営健全化基準」を下回っております。

今後も、健全な財政運営に努めてまいります。

## 【用語説明】

### ○実質赤字比率

標準財政規模（毎年安定して得ることのできる収入）に対して、一般会計等の赤字がどれくらいあるか示したもの。

### ○連結実質赤字比率

標準財政規模に対して、一般会計等だけではなく、全ての会計（水道事業、国民健康保険事業など）の赤字がどれくらいあるか示したもの。

### ○実質公債費比率（3か年平均）

標準財政規模に対して、1年間の一般会計等の借金返済額がどれくらいあるか示したもの。

### ○将来負担比率

標準財政規模に対して、一般会計等の将来的に返済していく借金がどれくらいあるか示したもの。

### ○資金不足比率

公営企業会計（水道事業、下水道事業など）の事業収入に対して、資金不足がどれくらいあるか示したもの。

### ○早期健全化基準（イエローカード）

財政状況が悪化し、この基準を上回ると早期に改善が必要であり、財政健全化計画を策定し健全化を行います。

### ○財政再生基準（レッドカード）

さらに財政状況が悪化すると、国等の管理の下、財政再生計画を策定することとなり、自主的な財政運営ができなくなります。